

最終処分場の浸出水処理後の水質測定 平成29年度

測定項目 (単位)	基準値 <sup>1)</sup>	6月7日	7月6日	8月3日	9月7日	10月5日	10月5日			
カドミウム及びその化合物 (mg/L)	0.1 以下						0.001 未満			
シアン化合物 (mg/L)	1 以下						0.1 未満			
有機燐化合物 (mg/L)	1 以下						0.01 未満			
鉛及びその化合物 (mg/L)	0.1 以下						0.005 未満			
六価クロム化合物 (mg/L)	0.5 以下						0.01 未満			
砒素及びその化合物 (mg/L)	0.1 以下						0.005 未満			
水銀及びアルキル水銀その他の水銀化合物 (mg/L)	0.005 以下						0.0005 未満			
アルキル水銀化合物 (mg/L)	不検出						不検出			
ポリ塩化ビフェニル (mg/L)	0.003 以下						0.0002 未満			
トリクロロエチレン (mg/L)	0.3 以下						0.0005 未満			
テトラクロロエチレン (mg/L)	0.1 以下						0.0005 未満			
ジクロロメタン (mg/L)	0.2 以下						0.0005 未満			
四塩化炭素 (mg/L)	0.02 以下						0.0005 未満			
1,2-ジクロロエタン (mg/L)	0.04 以下						0.0005 未満			
1,1-ジクロロエチレン (mg/L)	0.2 以下						0.0005 未満			
シス-1,2-ジクロロエチレン (mg/L)	0.4 以下						0.0005 未満			
1,1,1-トリクロロエタン (mg/L)	3 以下						0.0005 未満			
1,1,2-トリクロロエタン (mg/L)	0.06 以下						0.0005 未満			
1,3-ジクロロプロペン (mg/L)	0.02 以下						0.0005 未満			
チウラム (mg/L)	0.06 以下						0.005 未満			
シマジン (mg/L)	0.03 以下						0.002 未満			
チオベンカルブ (mg/L)	0.2 以下						0.003 未満			
ベンゼン (mg/L)	0.1 以下						0.0005 未満			
セレン及びその化合物 (mg/L)	0.1 以下						0.002			
ほう素及びその化合物 (mg/L)	230 以下						0.6			
ふっ素及びその化合物 (mg/L)	15 以下						1 未満			
1,4ジオキサン (mg/L)	0.5 以下						0.005 未満			
フェノール類 (mg/L)	5 以下						0.1 未満			
銅及びその化合物 (mg/L)	3 以下						0.01 未満			
亜鉛及びその化合物 (mg/L)	2 以下						0.01 未満			
鉄及びその化合物(溶解性) (mg/L)	10 以下						0.2 未満			
マンガン及びその化合物(溶解性) (mg/L)	10 以下						0.015			
クロム及びその化合物 (mg/L)	2 以下						0.01 未満			
ダイオキシン類 <sup>2)</sup> (pg-TEQ/L)	10 以下						0.00015			
アンモニア性窒素、亜硝酸性窒素及び硝酸性窒素含有量 (mg/L)	380 未満	15	12	13	11	15	15			
水素イオン濃度(pH)	5を超え9未満	7	6.8	7	7.2	7.6	7.6			
生物化学的酸素要求量(BOD) (mg/L)	600 未満	3.9	2.6	2.3	5.6	1.9	1.9			
浮遊物質(SS) (mg/L)	600 未満	6	6	6	3	3	3			
ノルマルヘキサン抽出物質、鉱油類含有量 (mg/L)	5 以下	0.5未満	0.5未満	0.5未満	0.5未満	0.5未満	0.5 未満			
ノルマルヘキサン抽出物質、動植物油脂類含有量 (mg/L)	30 以下	0.5未満	0.5未満	0.5未満	0.5未満	0.5未満	0.5 未満			
窒素含有量 (mg/L)	240 未満	40	28	29	28	29	29			
燐含有量 (mg/L)	32 未満	0.059	0.033	0.083	0.074	0.14	0.14			
温度 (°C)	45 未満	11.4	15.1	18.4	17.6	15.3	15.3			
よう素消費量 (mg/L)	220 未満	0.5未満	2.4	0.5未満	1.6	0.5未満	0.5 未満			
化学的酸素要求量(COD) (mg/L)	-						63			
大腸菌 (個/cm <sup>3</sup> )	-						30			

1) 基準値は「下水道排除基準」の値である。

2) 毒性当量は定量下限値未満を0として算出。(「日本工業規格 K0312」に準じた算出値)